

**船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集に関する
募集要項等の変更等について**

No	更新日	募集要項項目	変更等内容
1	8月14日	P.9 4.設置運営事業者の内定 (2)審査項目及び配点について	募集要項をご確認下さい。 審査項目及び配点を確定しました。
2	8月14日	【添付資料】 資料2「立地に関する配点表」	【添付資料】資料2「立地に関する配点表」をご確認下さい。 配点等を変更しております。
3	8月14日	【応募申請書類】 第4号様式 事業計画書	【応募申請書類】事業計画書(第4号様式)をご確認下さい。 一部設問を更新しております。 ※書類提出時は、今回新たに公開した書式でご作成の上、提出してください。
4	8月14日	【応募申請書類】 第4号様式 事業計画書	応募法人で運営する認可保育所の週案を、0歳児～2歳児(の内年齢は任意)で一つ、3歳児～5歳児(の内年齢は任意)で一つ、計二つ添付すること(時期は自由)。 なお、応募時点で認可保育所を運営していない法人については、任意書式で作成の上、添付すること。 例:1歳児(2018年8月6日～8月10日の週)と4歳児(2018年5月14日～5月18日の週)の週案計2つ。
5	8月22日	【資料3】 船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金(平成30年度)	2つの補助制度、建物改修費補助及び建物賃借料補助、について下記のとおり整理しました。今後正式に変更を予定しています。 「建物改修費補助金」 ・対象経費に、開所前の建物賃借料及び礼金を含める。 「建物賃借料」 ・対象経費は、開所前の建物賃借料及び礼金を含めず、開所日以降に支払った賃借料(礼金、敷金、保証金及び更新料は含めない)とする。 ※詳細は【資料3】船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金(平成30年度)をご確認下さい。 ※提出書類は、変更後の取扱いに即して、ご作成ください。